

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

目次

本則

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第一条関係）	1
証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）（第二条関係）	68
証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）（第三条関係）	78
証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）（第四条関係）	90
証券取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）（第五条関係）	97
上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）（第六条関係）	110
証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）（第七条関係）	111
附則	122



証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」又は「特定投資家」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ又は特定投資家をいう。</p> <p>2 この府令において、「第一種金融商品取引業」、「第二種金融商品取引業」、「投資運用業」又は「有価証券関連業」とは、それぞれ法第二十八条に規定する第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は有価証券関連業をいう。</p>	<p>証券取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令</p> <p>（新設）</p>

- 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。
  - 二 出資対象事業 法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。
  - 三 適格機関投資家 法第三条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。
  - 四 投資一任契約 法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。
  - 五 登録金融機関 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。
  - 六 金融商品取引業者等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。
  - 七 所管金融庁長官等 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項又は第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた金融商品取引業者等にあつては金融庁長官、それ以外の者にあつては現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。
  - 八 組合契約 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。
  - 九 匿名組合契約 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。

十 投資事業有限責任組合契約 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。

十一 有限責任事業組合契約 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。

（コマースャル・ペーパー）

第二条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「C P」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

一～四（略）

（外国貸付債権信託受益証券等）

第三条 法第二条第一項第十八号に規定する内閣府令で定めるものは、外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものとする。

（学校債券に表示する事項）

第四条 令第一条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（法第二条第一項第八号の有価証券）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第二条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「C P」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

一～四（略）

（法第二条第一項第十号の有価証券）

第二条 法第二条第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものとする。

（新設）

一 令第一条第二号に掲げる証券又は証書（以下「学校債券」という。）を発行する学校法人等（同号に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）の名称

二 当該学校債券に係る金銭債権の金額

三 当該学校債券に係る金銭債権の償還の方法及び期限

四 当該学校債券に係る金銭債権の利息並びにその支払の方法及び期限

（金銭の全部を充てて取得した物品）

第五条 令第一条の三第四号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬とする。

（新設）

（持株会）

第六条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。

（新設）

2 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこととする。

3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

- 一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び次条第二項第一号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合には、（ ）における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）
- 二 被支配会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

（ ）  
（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）

第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

- 二 株券の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

（新設）

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

- 一 会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社
- 二 会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社
- 三 会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

(学校法人等に対する貸付けに係る債権)

第八条 令第一条の三の四第一号に規定する内閣府令で定める事項は、利率及び弁済期とする。

2 令第一条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校法人等の設置する学校(令第一条の三の四第二号イに規定する学校法人等の設置する学校をいう。次号において同じ。)に在学する者の父母その他これらに準ずる者で授業料その他在学に必要な費用を負担する者

二 学校法人等の設置する学校を卒業した者

三 学校法人等の役員(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三十五条第一項に規定する役員をいう。)、評議員(同法

(新設)



に規定する評議員をいう。及び職員（同法第三十八条第五項に規定する職員をいう。）

（削る）

（令第一条の二の内閣府令で定める者）  
第二条の二 証券取引法施行令（以下「令」という。）（第一条の二に規定する内閣府令で定める者は、金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社であつて金融庁長官が指定するものとする。）

（削る）

（令第一条の三の二第二項第一号の組合契約から除くもの）  
第二条の三 令第一条の三の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 株券の発行者である会社の役員等（役員）相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。（又は従業員をいい、当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）を行うことを約する契約  
イ 一定の計画に従って行われるもの  
ロ 個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの

- 
- 八 各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないもの
  - 二 前号に掲げるものを除くほか、株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）を行うことを約する契約
    - イ 一定の計画に従って行われるもの
    - ロ 個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの
    - ハ 各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないもの
  - 2 前項第一号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
    - 一 会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）
    - 二 被支配会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
  - 3 第一項第二号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
    - 一 株券の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当該他の会社
    - 二 株券の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社
-

(有価証券の取得勧誘に類する行為)

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第一条第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者(当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この号及び第十四条第二項第一号において同じ。)が当該有価証券(原委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

二 受益証券発行信託の受益証券及び法第一条第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの(信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締

の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

三 株券の発行者である会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

(有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為)

第三条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者(当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この条及び第八条において同じ。)が当該有価証券(原委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利 当該権利に係る信託の委託者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

三 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第十一条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者が当該有価証券を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利であつて、当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（削る）

（新設）

（新設）

（適格機関投資家を除くための要件等）

第三条の二 令第一条の四第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が令第一条の四第二項の規定により法第二条第三項第二号ロに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと。

二 当該有価証券を他の適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に譲渡する場合において、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。

イ 当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されていること。

ロ 当該他の適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、前号及びこの号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。

2 当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡しようとする適格機関投資家（以下この条において「当該適格機関投資家」という。）は、令第一条の四第二項第二号ロの規定による書面の交付（前項第二号の規定による書面の交付を含む。以下この条において同じ。）に代えて、第五項で定めるところにより、当該他の適格機関投資家（以下この条において「当該他の適格機関投資家」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき情報（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情

- 報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。  
この場合において、当該適格機関投資家は、当該書面の交付をしたものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機と当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて当該他の適格機関投資家の閲覧に供し、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
  - 三 前項各号に掲げる方法は、当該他の適格機関投資家がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
  - 四 第二項の「電子情報処理組織」とは、当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機と、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 当該適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該他の適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち当該適格機関投資家が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た当該適格機関投資家は、当該他の適格機関投資家から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該他の適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該他の適格機関投資家が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 7 令第一条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める方式は、適格機関投資家が取得した当該有価証券（令第一条の五第二号に掲げる有価証券に限る。）に転売制限が記載されているものとする。
- 8 令第一条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、適格機関投資家が取得した当該有価証券（令第一条の五第二号に掲げる有価証券を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかの場合に該当するものとする。
- 一 当該有価証券に前項に規定する方式に従い転売制限が付されて

いる場合

二 当該有価証券に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

第三条の三 令第一条の四第三項に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。

2 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 発行会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

二 外国会社 発行会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社(本邦において設立されたものに限る)。

3 令第一条の四第三項第二号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 内国会社 令第一条の四第三項に規定する取得の申込みの勧誘を行おうとする日以前に終了した事業年度に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十八条に規定するもので、直近の

(削る)



定時株主総会に報告したものの又はその承認を受けたもの（設立後定時株主総会が召集されていない場合には、これらのものに準じて作成されたもの）

二 外国会社 前号に規定するものに準ずるもの（日本語をもって記載され、又は記録されたものでないときは、その訳文を含む。）

4 令第一条の四第三項第二号ロの規定により交付を行う場合には、前項に定めるもの（以下この条において「会社情報」という。）を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

5 発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第八項で定めるところにより、令第一条の四第二項第二号ロに規定する使用人（以下この条において「使用人」という。）の承諾を得て、会社情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 発行会社の使用に係る電子計算機と使用人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発行会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された会社情報を電気通信回線を通じて使用人の閲覧に供し、当該使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

当該会社情報を記録する方法

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに会社情報を記録したものを交付する方法
- 6 前項各号に掲げる方法は、使用人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 7 第五項第一号の「電子情報処理組織」とは、発行会社の使用に係る電子計算機と、使用人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 8 発行会社は、第五項の規定により会社情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は当該発行会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。
  - 一 第五項各号に規定する方法のうち発行会社が使用するもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 9 前項の規定による承諾を得た発行会社は、当該使用人から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該使用人に対し、会社情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該使用人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

( 適格機関投資家の範囲 )

( 適格機関投資家の範囲 )

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）又は投資運用業を行う者に限る。）

（削る）

（削る）

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人

四 八（略）

九 信用協同組合のうち金融庁長官に届出を行った者及び信用協同組合連合会並びに業として預金若しくは貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

（削る）

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者（以下この条において「適格機関投資家」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 証券会社

二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（第八条の二において「外国証券会社」という。）の同法第二条第八号に規定する支店

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者

三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人

三の三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十九項に規定する外国投資法人

四 八（略）

九 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金若しくは貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会

十 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けた業者

十一～十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 令第一条の九第四号に掲げる者(法第三十三條の二の規定により登録を受けたものに限る。)

十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七條の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、最近事業年度の末日における資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者

十八 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

十九 厚生年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九條第一項の規定により提出されたものに限る。)における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者、

企業年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第一百七條第三項第一号の規定により提出されたものに限る。)における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払備金の金額の合計額を控除した額が百

十一～十四 (略)

十四の二 (略)

十五 (略)

十六 令第一条の九第四号に掲げる者(法第六十五條の二第一項の規定により登録を受けたものに限る。)

十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七條の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社(当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、最近事業年度の末日における資本金の額が五億円以上である場合に限る。)のうち金融庁長官に届出を行った者

十八 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

十九 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九條第一項の規定により提出されたものに限る。)における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものに限る。)のうち金融庁長官に届出を行った者及び企業年金連合会

億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者並びに企業年金連合会

二十 (略)

(削る)

二十一 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社(同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。第十六条第一項第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行った者

二十二 信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社(同条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。第十六条第一項第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行った者

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人(ロに該当するものとして届出を行った法

二十 (略)

二十の二 株式会社産業再生機構

二十一 有価証券報告書(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号、第二十四号及び第三項において同じ。を提出している者(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。)で、届出を行おうとする日におけるその者の最近事業年度に係る有価証券報告書に記載された当該事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る貸借対照表における有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号及び第二十四号において「財務諸表等規則」という。第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。))の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二条第一項第一号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。))の金額の合計額が百億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行った者

(新設)

(新設)

人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 当該届出を行おうとする日の直近の日（以下この号、次号及び第六項において「直近日」という。）における当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げるすべての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づきこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づき権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長

（新設）

官に届出を行った個人（ロに該当するものとして届出を行った個人にあつては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。

イ 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 直近日における当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、次に掲げるすべての要件に該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。

二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者

二十一 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者

(個人を除く。)で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者

イ 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。) 五千万円

ロ 投資運用業 五千万円

八・二 (略)

ホ 信託業法第二条第一項に規定する信託業(同条第三項に規定する管理型信託業以外のものに限る。) 一億円

二十六 (略)

(削る)

2 その発行の際にその取得勧誘(法第三条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む

(個人を除く。)で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者

イ 証券業 一億円

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業 一億円

八・二 (略)

ホ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業(同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務に限る。) 一億円

二十三 (略)

二十四 有価証券報告書を提出している者(企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第二十号の三に規定する外国会社に限り)で、届出を行おうとする日におけるその者の最近事業年度に係る有価証券報告書に記載された当該事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。)における有価証券に相当するものの金額及び投資有価証券に相当するものの金額の合計額が百億円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者

2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第一号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げ



む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合において、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を

る者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十四号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうと

行おうとする者（以下この項、第六項及び第七項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を經由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合）又は、福岡財務支局長

二 第一項第十七号、第二十一号及び第二十二号に掲げる者に係る届出者

イ 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない者に該当する場合

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イ以外の場合 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合）又は、福岡財務支局長

三（略）

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者）（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同

する者）（以下この項、第五項及び第六項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を經由して金融庁長官に提出しなければならない。

（新設）

一 第一項第十七号に掲げる者に係る届出者

イ 有価証券報告書を提出しなければならない者に該当する場合 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イ以外の場合 当該届出者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合）又は、福岡財務支局長

二（略）

三 第一項第二十一号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の直近の有価証券報告書を提出した財務局長又は福岡財務支局長

じ。 )を除く。 )に係る届出者 当該届出者の本店の所在地又は住所<sup>一</sup>地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者(非居住者に限る。 )並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

4 (略)

5 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の氏名又は名称(第七項及び第八項の規定による代理する権限を有する者の氏名又は名称を含む。 )、住所、適格機関投資家に該当する期間(前項に定める期間をいう。 )及び当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口<sup>二</sup>に該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

6 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者の直近日における有価証券の残高並びに同項第二十五号に掲げる者に係る届出者の資本金若しくは出資の額又は基金の総額を本邦通貨に換算する場合には、同項第二十三号から第二十五号までに規定する届出の時における外国為替相場(外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。 )によるものとする。

四 第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者 関東財務局

4 (略)

5 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の名称(第七項及び第八項の規定による代理する権限を有する者を含む。 )、住所及び適格機関投資家に該当する期間(前項に定める期間をいう。 )を官報に公告しなければならない。

6 第一項第二十二号に掲げる者に係る届出者の資本金若しくは出資の額又は基金の総額を本邦通貨に換算する場合には、同号に規定する届出の時における外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。 )によるものとする。

7 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

8 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること

7 第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

8 第一項第二十二号から第二十四号までに掲げる者（以下この項において「非居住者」という。）は、本邦内に住所を有する者であつて、当該非居住者が取得した有価証券（その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第一条の五第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されているものとする。

と。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

2 令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

- 一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券（以下この条において「新株予約権付社債券等」という。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合  
イ（略）

ロ 当該普通社債券等の取得者に交付される当該普通社債券等の内容を説明した書面において、当該普通社債券等に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

二 法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する

2 令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

- 一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券（以下この条において「新株予約権付社債券等」という。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合  
イ（略）

ロ 当該普通社債券等の取得者に交付される当該普通社債券等の内容を説明した書面において、当該普通社債券等に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

二 第一条に掲げる有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの 次に掲げるすべての要件

もの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ・ロ (略)

三 外国投資信託の受益証券、法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券及び受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの並びに学校債券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ・ロ (略)

四 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されている場合

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。

一 社債券（新株予約権付社債券等、第八号に掲げる社債券、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下単に「振替社債」という。）、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債（以下「相互会社の振替社債」という。）、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特

イ・ロ (略)

三 外国投資信託の受益証券、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 次に掲げるすべての要件

イ・ロ (略)

(新設)

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 社債券（新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下単に「振替社債」という。）、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債（以下「相互会社の振替社債」という。）、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特

定社債」という。)及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)(に規定する特別法人債(社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。以下「振替社会医療法人債」という。))に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。)(又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等、第八号に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利(以下「振替外債」という。))に係るものを除く。)(次に掲げるすべての要件)

イ 当該有価証券を取得しようとする者が社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第三十七条の規定によりその有価証券の登録を請求することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。

#### 八 (略)

二 振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)(に規定する

定社債」という。)及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)(に規定する特別法人債(社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。以下「振替社会医療法人債」という。))に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。)(又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等、第六号に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利(以下「振替外債」という。))に係るものを除く。)(

イ 当該有価証券を取得しようとする者が社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第三十七条の規定によりその有価証券の登録を請求することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

#### 八 (略)

二 振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)(に規定する投資信託及び

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債（以下「振替投資法人債」という。））、相互会社の振替社債、振替特定社債、振替社会医療法人債、社債等振替法第二百一十一条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「振替投資信託受益権」という。））、社債等振替法第二百二十四条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。））及び振替外債（以下この号において「振替債等」という。））次に掲げるすべての要件

イ 当該振替債等を取得した者がその振替債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。

ロ（略）

三 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。）又は特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

投資法人に関する法律に規定する投資法人債（以下「振替投資法人債」という。））、相互会社の振替社債、振替特定社債、振替社会医療法人債、社債等振替法第二百一十一条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「振替投資信託受益権」という。））、社債等振替法第二百二十四条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。））及び振替外債（以下この号において「振替債等」という。））

イ 当該振替債等を取得した者がその振替債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ（略）

三 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。）又は特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。



□ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。

ハ (略)

四 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)

次に掲げるいずれかの要件

イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該有価証券を記名式に限る旨の定めがされていること。

(2) 転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

ロ 当該有価証券が無記名式で発行される場合にあっては、前号に定める要件に該当すること。

五 有価証券信託受益証券(令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。)( 当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)( が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ロ 受託有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当

□ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ハ (略)

(新設)

(新設)

する場合で、同号に定める場合に該当する場合

八 受託有価証券が第一号又は第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

六 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合  
ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合  
ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が第一号又は第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

(削る)

二 (略)

七 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第

四 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の五第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合  
ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の五第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合  
ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が第一号又は第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

二 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される権利が前項第三号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号に定める場合に該当する場合

ホ (略)

五 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に

一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示される権利が第一号又は第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

(削る)

二 (略)

八 社債券(新株予約権付社債券等を除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。)により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の四第一号に掲

第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示される権利が第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

二 当該有価証券に表示される権利が前項第三号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号に該当する場合

ホ (略)

六 社債券(新株予約権付社債券等を除く。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の五第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。)により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五第一号に掲

ける有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が第六号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

ニ 当該償還により取得する有価証券が第七号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

(削る)

(削る)

4 第二項第二号、第二項第一号ロ、同項第三号ロ又は同項第四号に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号、第二項第一号ロ、同項第三号ロ又は同項第四号に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(

ける有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が第四号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

ニ 当該償還により取得する有価証券が第五号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号から第五号までに掲げる権利(次条第一項第十二号及び第十三号並びに第七条第三項第十号において「組合契約出資持分」という。)

ハ 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第六号及び第七号に掲げる権利並びに令第一条の三の四に掲げる権利(以下「社員権」という。) 定款により転売制限が付されていること。

4 第二項第一号ロ又は第三号ロに規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、同項第一号ロ又は第三号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織

以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一・二（略）

5～8（略）

（同一種類の他の有価証券）

第十二条 令第一条の六に規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

- 一 社債券（社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、次号から第三号の三までに掲げる有価証券以外のもの及び学校債券 償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一・二（略）

5～8（略）

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

- 一 社債券（社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第六項に規定する特定短期社債を含む。）及び短期外債に係るものを除く。）のうち、次号から第三号の三までに掲げる有価証券以外のもの 償還期限及び利率（割引の方法により発

二四の二（略）

四の三 法第二条第一項第七号に掲げる有価証券 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

四の四 法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。） 当該有価証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

五 投資信託及び外国投資信託の受益証券 次に掲げる事項

イハ（略）

五の二 受益証券発行信託の受益証券 次に掲げる事項

イ 信託財産

ロ 受益債権の内容

ハ 弁済期

六（略）

六の二 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

行されるものにあつては償還期限）

二四の二（略）

四の三 法第二条第一項第五号の二に掲げる有価証券 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

四の四 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。） 当該有価証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

五 投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利 次に掲げる事項

イハ（略）

（新設）

六（略）

六の二 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。）

ハ (略)

六の三 抵当証券 次に掲げる事項

イ 抵当権の目的たる土地、建物又は地上権

ロ 債権額及び元本の弁済期

ハ 利率

七 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第四号の二までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該各号に定める事項

八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

九 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げるものの性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

九の二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第五号の二に定める事項

九の三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託

イ (略)

ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第九条において「特定有価証券開示府令」という。）（第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。第九条において同じ。）

ハ (略)

(新設)

七 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で第一号から第四号の二に掲げる有価証券の性質を有するもの 当該各号に定める事項

八 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

九 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げるものの性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法  
(新設)

九の二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で特定目的信託の

の受益証券の性質を有するもの 第六号の二に定める事項

九の四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの 第六号の三に定める事項

十 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されたオプションの内容

十一 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示された権利の内容

(削る)

(削る)

(削る)

2 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 令第一条の七第二号口に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

一 (略)

二 当該有価証券を取得し又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(次項及び第三項において「転売制限」という。)が当該有価証券に記載されていること。

2 令第一条の七第二号口に規定する内閣府令で定める要件は、次の

受益証券の性質を有するもの 第六号の二に定める事項

(新設)

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されたオプションの内容

十一 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に表示された権利の内容

十二 組合契約出資持分(令第三条の四第四号に掲げる権利に限る)

( ) 契約書に記載された組合の事業及び名称

十三 組合契約出資持分(令第三条の四第四号に掲げる権利を除く)

( ) 当該組合契約出資持分に係る契約に基づく権利の内容

十四 社員権 当該社員権の内容

2 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 令第一条の七第二号口に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

一 (略)

二 当該有価証券を取得し又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(第三項において「転売制限」という。)が当該有価証券に記載されていること。

2 令第一条の七第二号口に規定する内閣府令で定める要件は、次に



各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。）を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

ハ ロに掲げる制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債、振替特定社債及び振

掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（令第一条の四第二項の規定により人数の計算から除かれた適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未満であること。

二 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

三 前号に掲げる制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債、振替特定社債及び振

替社会医療法人債に係るものを除く。)及び法第二条第一項第十  
七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価  
証券の性質を有するもの(振替外債に係るものを除く。)次の  
いずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 前項第一号に定める要件に該当する場合

ハ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を  
説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されてい  
る旨の記載がされている場合

一の二 学校債券 前項第一号に定める場合

二 (略)

三 法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に  
掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する  
もの 前項に定める要件に該当する場合

四 投資信託の受益証券(振替投資信託受益権に係るものを除く。

) 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式  
とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該  
有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件とし  
て、取得勧誘が行われる場合で、当該有価証券に転売制限が付  
されており、当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券  
の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合

替社会医療法人債に係るものを除く。)及び法第二条第一項第九  
号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証  
券の性質を有するもの(振替外債に係るものを除く。)次のい  
ずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 前項に定める要件に該当する場合

ハ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容を説  
明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている  
旨の記載がされていること。

(新設)

二 (略)

三 第一条に掲げる有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有  
価証券でこれと同じ性質を有するもの 前項に定める要件に該当  
する場合

四 投資信託の受益証券(振替投資信託受益権に係るものを除く。

) 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式  
とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該  
有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件とし  
て、取得の申込みの勧誘が行われる場合で、当該有価証券に転  
売制限が付されており、当該有価証券の取得者に交付される当  
該有価証券の内容等を説明した書面においてその旨が記載され  
ている場合

ロ (略)

四の二・五 (略)

六 特定目的信託の受益証券(振替特定目的信託受益権に係るものを除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第四号に定める場合

六の二 (略)

六の三 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)

(及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第一号に定める場合)

六の四 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前項第一号イから八までに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 受託有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合であつて、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 受託有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合であつて、当該権利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

六の五 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて抵当証券の性質を有するもの 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有

ロ (略)

四の二・五 (略)

六 特定目的信託の受益証券(振替特定目的信託受益権に係るものを除く。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第四号に定める要件に該当する場合

六の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

七 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 前項第一号イから八までに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合  
ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

(削る)

八 (略)

八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 前項第一号イから八までに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

(削る)

八 (略)

七 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 前項に定めるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買される権利が第九号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号イに該当する場合

二 (略)

八 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 前項に定めるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示される権利が第九号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同号イに該当する場合

二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

4 第二項第二号、前項第一号八(同項第六号の三に規定する場合を含む。以下この項において同じ。)、前項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号八、同項第六号又は同項第六号の五に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)(は、第二項第二号、前項第一号八、同項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号八、同項第六号又は同項第六号の五に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)(の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)(を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書

九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の

三に定める権利 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に転売制限が付されており、当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の権利の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合

ロ 第四号ロに定める要件に該当する場合

ハ 第五号に定める要件を満たす場合

十 組合契約出資持分 組合契約により転売制限が付されていること。

十一 社員権 定款により譲渡制限が付されていること。

4 前項第一号八、同項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号八又は第九号イに規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)(は、前項第一号八、同項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号八又は第九号イに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)(の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)(を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

面を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5～8 (略)

(権利の発行)

第十四条 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券の性質を有するもの並びに同項第二十号に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者及び受託者

二 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)(及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)第二条各号に掲げる者以外の者である場合に限る。第三項第一号イにおいて同じ

一・二 (略)

5～8 (略)

(権利の発行)

第八条 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定目的信託の受益証券、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同項第十号の三に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者及び受託者

(新設)

- ( ) のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる場合  
当該有価証券に係る信託の委託者
- イに掲げる場合以外の場合 ( 当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであつて、金銭を信託財産とする場合に限る。 ) 当該有価証券に係る信託の受託者
- ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該有価証券に係る信託の委託者及び受託者
- 三 有価証券信託受益証券 当該有価証券に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者
- 四 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法第十一条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者
- 五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者
- 3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
  - 一 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者
  - イ 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指

- (新設)
- (新設)
- 二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者
- 3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
  - 一 令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するもの 当該権利に係る信託の委託者

- 図により信託財産の管理又は処分が行われる場合 当該権利に係る信託の委託者
- ロ イに掲げる場合以外の場合（当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限り。） 当該権利に係る信託の受託者
- ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該権利に係る信託の委託者及び受託者
- 二 法第二条第二項第三号に掲げる権利 業務を執行する社員
- 三 法第二条第二項第四号に掲げる権利 業務を執行する者
- 四 法第二条第二項第五号に掲げる権利 次に掲げる権利の区分に応じ、それぞれ次に定める者
- イ 組合契約に基づく権利 当該組合契約によって成立する組合の業務の執行を委任される組合員
- ロ 匿名組合契約に基づく権利 当該匿名組合契約における営業者
- ハ 投資事業有限責任組合契約に基づく権利 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する組合の無限責任組合員
- ニ 有限責任事業組合契約に基づく権利 当該有限責任事業組合契約によって成立する組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員
- ホ 法第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、イからニまでに掲げる権利以外の権利 出資対象事業に係る重要な業務の執行
- 二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する組合の無限責任組合員
- 三 令第一条の三の二第二項第一号に掲げる組合契約に基づく権利 当該組合契約によって成立する組合の業務の執行を委任される組合員
- 四 令第一条の三の二第二項第二号に掲げる匿名組合契約に基づく権利 当該匿名組合契約における営業者
- 五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員
- 六 法第二条第二項第五号に掲げる権利 重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者（無限責任組合員に類する者があるときは、当該無限責任組合員に類する者）
- 七 法第二条第二項第六号及び令第一条の三の四に掲げる権利 業務を執行する社員
- ハ 法第二条第二項第七号に掲げる権利 業務を執行する者



の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者（無限責任組合員に類する者があるときは、当該無限責任組合員に類する者）

五 法第二条第二項第六号に掲げる権利 前号イからホまでに掲げる権利に類する権利の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める者に類する者

六 令第一条の三の四に規定する学校法人等に対する貸付けに係る債権 当該学校法人等

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該権利に係る信託の効力が生ずる時

二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係る社員になろうとする者が社員となる時及び当該権利に係る社員

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三の権利の性質を有するもの 当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

二 法第二条第二項第三号から第五号までに掲げる権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

三 法第二条第二項第六号及び第七号に掲げる権利 当該権利に係る社員になろうとする者が社員となる時及び当該権利に係る社員の加入の効力が生じる時

の加入の効力が生ずる時

三 法第二条第二項第五号及び第六号に掲げる権利 次に掲げる権利の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 前項第四号イからホまでに掲げる権利又は同項第五号に掲げる権利のうち同項第四号イからホまでに掲げる権利に類する権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

ロ 前項第五号に掲げる権利のうち法人に対する出資又は拠出に係る権利 前号に定める時

四 令第一条の三の四に規定する学校法人等に対する貸付けに係る債権 当該債権の発生の時

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の三第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)  
又は登録金融機関

二 第十条第一項各号(第二十五号を除く。)(に掲げる者(前号に掲げる者を除く。))

三 外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者

四 前三号に掲げる者のほか、金融庁長官が指定する者

2 令第一条の八の三第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(新設)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等(法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。)(による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの)(当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)

二 法第二条第八項第三号(同号イに係る部分に限る。)(に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。)(が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用(その指図を含む。以下同じ。)(として行う有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)(又はデリバティブ取引に係るものに限る。)(を受けて行うもの)

三 法第二条第八項第四号に掲げる行為(次に掲げるものに限る。)

(のうち、物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの(事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために当該取引を行う場合における個人をいう。)(を相手方として行うものであり、かつ、当該取引により

(新設)

生ずる当該事業者が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。( )

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができるとする取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において通貨の売買(イに掲げる取引を除く。)を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引又はこれに類似する取引

#### 四

法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(法第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含み、令第四条の二の七第一項に定めるものに限る。)

( )が、子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第三項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)を相手方として前号イ若しくはロに掲げる取引を行い、又は子会社のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行う行為(当該子会社が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。同号に掲げる行為に該当するものを除く。)

- 五 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。以下この号において同じ。）が、同条第二項第五号に掲げる権利（匿名組合契約（当該匿名組合契約の営業者が当該金融商品取引業者によりその発行済株式の全部を所有されている株式会社であるものに限る。）に基づく権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が機械類その他の物品又は物件を使用させる業務であるものに限る。）の募集又は私募に際し、同条第六項第一号に掲げるものを行う行為
- 六 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人に限る。）が、同条第二項第五号に掲げる権利（匿名組合契約に基づく権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が不動産に係る同項第一号に掲げる権利に対する投資を行う事業であるものに限る。）の私募に際し、同条第六項第一号に掲げるもの（当該匿名組合契約に基づく権利を他の一の匿名組合契約の営業者に取得させることを目的とするものに限る。）を行う行為
- 七 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、信託会社又は外国信託会社が、法第二条第二項第一号に掲げる権利（当該権利に係る信託の受託者が当該信託会社又は外国信託会社であるものに限る。）の募集又は私募に際し、同条第六項第一号に掲げるものを行う行為
- 八 法第二条第八項第十二号に掲げる行為（投資一任契約に係るもの）

のに限る。( )のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 関係外国金融商品取引業者から売買の別及び銘柄(デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項)について同意を得た上で、数及び価格(デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項)については金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき当該金融商品取引業者が行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ロ 取引一任契約(関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、売買の別、銘柄、数及び価格(デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項)について金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約をいう。ロにおいて同じ。)に基づき当該金融商品取引業者が行う有価証券の売買又はデリバティブ取引であつて、当該金融商品取引業者が当該取引一任契約の成立前に次に掲げる事項を所管金融庁長官等に届け出ているもの

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 登録年月日及び登録番号

(3) 当該取引一任契約の相手方となる関係外国金融商品取引業者の商号又は名称及び所在地

九 法第二条第八項第十二号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)( )のうち、商品投資顧問業者等(商品投資に係る事業

の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三十三条第一項に規定する商品投資顧問業者等をいう。)( )が商品投資(同法第

二条第一項に規定する商品投資をいう。( )に付随して、通貨デリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行う行為(当該商品投資に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。)

十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者(以下この号において「対象行為者」という。)( )が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イから八までに掲げる権利(以下この号において「対象権利」という。)( )を有する者(以下この号において「対象権利者」という。)( )のため運用を行う権限の全部を委託するものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 対象権利に係る契約その他の法律行為(以下この号において「出資契約等」という。)( )において、次に掲げる事項の定めがあること。

(1) 対象権利者のため運用を行う権限の全部を委託する旨及び当該金融商品取引業者等の商号又は名称

当該投資一任契約の概要

(2) 当該投資一任契約に係る報酬を運用財産(対象行為者が対象権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。八(2)及び二において同じ。)( )から支払う場合には、当該報酬の額(あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の計算方法)

ロ 出資契約等及び当該投資一任契約において、次に掲げる事項

の定めがあること。

(1) 当該金融商品取引業者等は、対象権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならないこと。

(2) 当該金融商品取引業者等は、対象権利者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならないこと。

#### 八 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取

引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）（第二百二十八条第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとにすべての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明）（2）において「取引説明」という。）を行い、当該すべての対象権利者の同意（次に掲げる事項のすべての定めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。）を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用（(1)及び(2)において「自己取引等」という。）を行うことができない旨の定めがあること。

(1) すべての対象権利者の半数以上（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、かつ、すべての対象権利者の有する対象権利の四分の三（これを上回る割



合を定めた場合にあつては、その割合（以上に当たる多数の同意を得た場合には自己取引等を行うことができる旨

(2) 自己取引等を行うことに同意しない対象権利者が取引説明を受けた日から二十日（これを上回る期間を定めた場合にあつては、その期間）以内に請求した場合には、対象行為者は、当該自己取引等を行った日から六十日（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過する日までに当該対象権利者の有する対象権利を公正な価額で運用財産をもつて買い取る旨（当該対象権利に係る契約を解約する旨を含む。）

二 対象行為者が、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該行為に係る運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理し、その管理を当該金融商品取引業者等が監督すること。

ホ 当該金融商品取引業者等が、出資契約等の成立前に、対象行為者に関する次に掲げる事項を所管金融庁長官等に届け出ること。

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

(3) 法人であるときは、法第二十九条の二第一項第二号に規定する役員の氏名又は名称

(4) 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人

又は当該使用人の権限を代行し得る地位にある使用人があるときは、これらの者の氏名

(5) 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

(6) 他に事業を行っているときは、その事業の種類

へ 対象行為者に関するホ(1)から(6)までに掲げる事項に変更があったときは、当該金融商品取引業者等が、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出ること。

十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十二条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第

二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が他の匿名組合契約の営業者であつて、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）  
（法第六十三条第二項若しくは第六十二条の三第一項の規定に基づく届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）又は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務を行う者であること。

ロ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が、当該匿名組合契約の締結前に、当該行為を行う者に関する前号ホ(1)から(6)までに掲げる事項を、次に掲げる当該相手方にならうとする者

の区分に応じ、それぞれ次に定める者に届け出ること。

(1) 金融商品取引業者等 所管金融庁長官等

(2) 金融商品取引業者等以外の者 当該者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）

八 当該行為を行う者に関する前号ホ(1)から(6)までに掲げる事項に変更があつたときは、当該匿名組合契約の相手方又は相手方になろうとする者が、遅滞なく、その旨をロ(1)又は(2)に掲げる当該相手方又は相手方になろうとする者の区分に応じ、それぞれロ(1)又は(2)に定める者に届け出ること。

十二 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第四号二(2)に掲げる権利に対する投資として、同号二(1)に掲げる権利を有する者から出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うもの

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 直接出資者（当該権利を有する居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。ロにお

いて同じ。)をいう。八及び二において同じ。)が適格機関投資家又は法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定に基づく届出を行った者(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。)であること。

ロ 間接出資者(当該権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利(法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。)を有する居住者をいう。八において同じ。)が適格機関投資家であること。

ハ 直接出資者の数(間接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該権利に対する投資事業を行い、又は行おうとする者を除く。)及び間接出資者の数の合計数が十未満であること。

ニ 直接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が、当該権利を有するすべての者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額の三分の一に相当する額を超えないこと。

十四 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。)が、その行う同項第九号に掲げる行為(売出しの取扱いを除き、同条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利に係るものに限る。)に関して、顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該金銭と自

己の固有財産とを分別して管理するもの	<p>15 法第二条第八項第十七号に掲げる行為のうち、社債等振替法第四十四条第一項第十四号に掲げる者が行うもの</p>
<p>2 前項第二号の「関係外国運用業者」とは、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業を行う法人その他の団体であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>一 前項第二号の金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。第三号及び次項において同じ。）。</p>
<p>二 前項第二号の金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号及び次項において同じ。）。</p>	<p>三 前項第二号の金融商品取引業者の親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者を除く。）</p>
<p>3 第一項第八号の「関係外国金融商品取引業者」とは、外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う法人その他の団体であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>一 第一項第八号の金融商品取引業者の子会社等</p> <p>二 第一項第八号の金融商品取引業者の親会社等</p> <p>三 第一項第八号の金融商品取引業者の親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者を除く。）</p>
<p>4 第一項第九号の「通貨デリバティブ取引」とは、次に掲げる取引</p>	

をいう。

一 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができ取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引

(1) 通貨の売買（イに掲げる取引を除く。）

(2) イ及びハに掲げる取引

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（法第二十四条第二号に掲げるもの又は同項第五号に掲げるもの（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）に限る。）の利率等（同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。ハ及び次号八において同じ。）又は金融指標（通貨の価格又はこれに基づいて算出した数値に限る。ハ及び次号八において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（同条第二十四項第二号に掲げるもの又は同項第五号に掲げるもの（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）に限る。）の利率等又は金融指標の約定した期間における

変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

二 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができると取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

- (1) 通貨の売買（イに掲げる取引を除く。）  
(2) イ及びロに掲げる取引

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（法第二条第二十四項第二号に掲げるもの又は同項第五号に掲げるもの）（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（同号に掲げるもの又は同項第五号に掲げるもの）（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間

における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

三 外国市場デリバティブ取引のうち、第一号イから八までに掲げる取引と類似の取引

（私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法）

第十七条 法第二條第八項第十号ホに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 （略）
- 二 金融商品取引業者が、同一の銘柄に対し自己又は他の金融商品取引業者等の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法（複数の金融商品取引業者等が恒常的に売付け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負うものを除く。）

（有価証券の利率に準ずるもの）

第十八条 法第二條第八項第十一号イに規定する内閣府令で定めるものは、有価証券に係る収益その他これに準ずるものの配当率及び割

（私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法）

第八条の二 法第二條第八項第七号ホに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 （略）
- 二 証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）が、同一の銘柄に対し自己又は他の証券会社若しくは法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関（以下この条において「証券会社等」という。）の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法（複数の証券会社等が恒常的に売付け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負うものを除く。）

（新設）



引の方法により発行された有価証券の割引率とする。

(金融商品の利率に準ずるもの)

第十九条 法第二十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品に係る収益その他これに準ずるものの配当率及び割引の方法により発行された金融商品の割引率とする。

(信用状態に係る事由に類似するもの)

第二十条 令第一条の十三に規定する内閣府令で定める事由は、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われる金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めとする。

(当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるもの)

第二十一条 令第一条の十四第二号に規定する内閣府令で定める事由は、外国政府、外国の地方公共団体その他これらに準ずる者により実施される次に掲げるものとする。

- 一 為替取引の制限又は禁止
- 二 私人の債務の支払の猶予又は免除について講ずる措置
- 三 その債務に係る債務不履行宣言

(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)

第二十二条 法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

事項は、次の各号に掲げる取引の種類に依じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券の売買、売買の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日

二 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国市場デリバティブ取引であつて同号に掲げる取引と類似の取引、売買の別、金融商品の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日

三 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引及び外国市場デリバティブ取引であつて同号に掲げる取引と類似の取引、現実数値（同号に規定する現実数値をいう。第八号において同じ。）が約定数値（同項第二号に規定する約定数値をいう。第八号において同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、金融指標又は金融商品の銘柄、数又は金額、約定数値及び受渡日

四 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引及び外国市場デリバティブ取引であつて同号に掲げる取引と類似の取引、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、金融商品又は金融指標の銘柄、数又は金額、オプションの対価の額及び受渡日

五 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引及び外国市場デリバティブ取引であつて同号に掲げる取引と類似の取引、当事者の一方が相手方に支払ふこととなる金銭の額の計算に係る金融指標又は金融商品の銘柄及び当該金銭の額の計算方法並びに当事者の一方

が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算に係る金融指標又は金融商品の銘柄及び当該金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項、当事者が元本として定めた金額並びに受渡日

六 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引及び外国市場デリバティブ取引であつて同号に掲げる取引と類似の取引 当事者の一方が相手方に支払つこととなる金銭の額の計算方法及び当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項並びに受渡日

七 法第二条第二十二項第一号に掲げる取引 売買の別、金融商品の銘柄（当該金融商品及びその対価の授受を約した将来の一定の時期並びに差金の授受によつて決済する場合における当該差金の額の計算方法を含む。）、数又は金額、価格及び受渡日

八 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、金融指標又は金融商品の銘柄（授受することとなる金銭の額の計算年月日、授受することとなる金銭の額の計算方法、当該金銭を授受することとなる年月日その他の当該取引の内容を適確に示すための事項を含む。）、数又は金額、約定数値及び受渡日

九 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、オプションの行使により成立する取引の内容（法第

二条第二十二項第三号イに掲げる取引にあつては、売買の別、金融商品の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日をいい、同号ロに掲げる取引にあつては、前二号、次号又は第十一号に規定する事項をいう。）、オプションの対価の額及び受渡日

十 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引 当事者の一方が相手方に支払うこととなる金銭の額の計算に係る金融指標又は金融商品の銘柄及び当該金銭の額の計算方法並びに当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算に係る金融指標又は金融商品の銘柄及び当該金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項、当事者が元本として定められた金額並びに受渡日

十一 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者の一方が相手方に支払うこととなる金銭の額の計算方法及び当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項並びに受渡日

十二 令第一条の十九第一号に掲げる取引 貸借の別、金銭の額及び受渡日

十三 令第一条の十九第二号に掲げる取引 貸借の別、有価証券の銘柄、数又は金額及び受渡日

十四 令第一条の十九第三号又は第四号に掲げる取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

(特定投資家の範囲)

第二十三条 法第二条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める

法人は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体
- 二 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- 三 法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 四 預金保険機構
- 五 農水産業協同組合貯金保険機構
- 六 保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
- 七 資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社
- 八 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
- 九 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社
- 十 金融商品取引業者又は法第六十二条第三項に規定する特例業務届出者である法人
- 十一 外国法人

(削る)

(新設)

(その他の事項)

第九条 法第二十一条及び第二十九項の内閣府令は、別に定めるところによる。

改正案	現行
<p>金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信用取引」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。）（第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいふ。以下同じ。）が顧客（金融商品取引業者が顧客である場合における金融商品取引業者を含む。以下同じ。）に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引をいふ。</p> <p>2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいふ。</p> <p>3 この府令において「未決済勘定」とは、信用取引について顧客が金融商品取引業者から供与された信用に係る債務をいふ。</p> <p>4 この府令において「対当売買」とは、発行日取引による買付けに</p>	<p>証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信用取引」とは、証券会社が顧客（証券会社（外国証券会社を含む。）が顧客である場合における証券会社（外国証券会社を含む。）を含む。以下同じ。）に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引をいふ。</p> <p>2 この府令において「発行日取引」とは、証券会社が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいふ。</p> <p>3 この府令において「未決済勘定」とは、信用取引について顧客が証券会社から供与された信用に係る債務をいふ。</p> <p>4 この府令において「対当売買」とは、発行日取引による買付けに係</p>

係る有価証券の受渡しの終了前において、当該有価証券と同一銘柄の対当する数量の有価証券を売付けし、又は発行日取引による売付けに係る有価証券の受渡しの前において、当該有価証券と同一銘柄の対当する数量の有価証券を買付けする売買をいう。

(有価証券の時価に乗すべき率等)

第二条 法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により当該取引に係る有価証券の時価に乗すべき率は、次の各号に掲げる取引及び比率とする。

一・二 (略)

2 前項第一号に掲げる信用取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、信用取引が株券に係る法第二十一条第三号に掲げる取引に係る権利行使によるものであり、当該信用取引を当該株券と同一銘柄の対当する数量の反対売買により決済するもの(受渡日が当該信用取引と同一日となる場合に限る。)である場合における当該信用取引については、これを適用しない。

3 (略)

(保証金の額)

第三条 金融商品取引業者が法第六十一条の二第一項の規定により前条第一項各号に掲げる取引について顧客から預託を受けるべき金

る有価証券の受渡終了前において、当該有価証券と同一銘柄の対当する数量の有価証券を売付けし、又は発行日取引による売付けに係る有価証券の受渡前において、当該有価証券と同一銘柄の対当する数量の有価証券を買付けする売買をいう。

(法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により有価証券の時価に乗すべき率)

第二条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により当該取引に係る有価証券の時価に乗すべき率は、次の各号に掲げる取引及び比率とする。

一・二 (略)

2 前項第一号に掲げる信用取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、信用取引が株券に係る有価証券オプション取引に係る権利行使によるものであり、当該信用取引を当該株券と同一銘柄の対当する数量の反対売買により決済するもの(受渡日が当該信用取引と同一日となる場合に限る。)である場合における当該信用取引については、これを適用しない。

3 (略)

(保証金の額)

第二条の二 証券会社が法第六十一条の二第一項の規定により前条第一項各号に掲げる取引について顧客から預託を受けるべき金銭)

銭（以下「保証金」という。）の額は、当該取引に係る有価証券の約定価額に当該各号に掲げる率を乗じた額（以下「通常の最低限度額」という。）を下らない額とする。ただし、信用取引に係る保証金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額を下らない額とする。

一 その預託を受ける際当該金融商品取引業者に当該顧客の信用取引に係る受入保証金（現に受け入れている保証金をいう。以下同じ。）がない場合において、その預託を受けるべき信用取引に係る通常の最低限度額が三十万円に満たないときは、三十万円

二 その預託を受ける際当該金融商品取引業者に当該顧客の信用取引に係る受入保証金がある場合において、その預託を受けるべき信用取引に係る通常の最低限度額と当該受入保証金の総額との合計額が三十万円に満たないときは、当該合計額と三十万円との差額に相当する額をその預託を受けるべき信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額

（保証金の預託）

第四条 金融商品取引業者は、その顧客のために信用取引又は発行日取引を行ったときは、その行った日から起算して三日（休業日があるときは、その日数を加算した日数。）以内に、当該顧客から当該取引に係る保証金の預託を受けなければならない。

（預託を受ける場合の保証金の計算）

以下「保証金」という。）の額は、当該取引に係る有価証券の約定価額に当該各号に掲げる率を乗じた額（以下「通常の最低限度額」という。）を下らない額とする。ただし、信用取引に係る保証金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額を下らない額とする。

一 その預託を受ける際当該証券会社に当該顧客の信用取引に係る受入保証金（現に受け入れている保証金をいう。以下同じ。）がない場合において、その預託を受けるべき信用取引に係る通常の最低限度額が三十万円に満たないときは、三十万円

二 その預託を受ける際当該証券会社に当該顧客の信用取引に係る受入保証金がある場合において、その預託を受けるべき信用取引に係る通常の最低限度額と当該受入保証金の総額との合計額が三十万円に満たないときは、当該合計額と三十万円との差額に相当する額をその預託を受けるべき信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額

（保証金の預託）

第三条 証券会社は、その顧客のために信用取引又は発行日取引を行ったときは、その行った日から起算して三日（休業日があるときは、その日数を加算した日数。）以内に、当該顧客から当該取引に係る保証金の預託を受けなければならない。

（預託を受ける場合の保証金の計算）



第五条 金融商品取引業者が、前条の規定により顧客から保証金として預託を受ける金銭の額については、信用取引について、当該顧客に対し当該信用取引に係る有価証券の約定価額に相当する額の信用供与以外に信用を供与したときは、その信用供与額、発行日取引について当該顧客に対し信用を供与したときは、その信用供与額を控除して、計算するものとする。

(保証金代用有価証券)

第六条 金融商品取引業者がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格(以下「代用価格」という。)は、預託する日の前日の時価(取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項において同じ。))においては金融商品取引所(同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。))が法第四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場(法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この項において同じ。))においては法第六十七条の十一第一項の規定により登録する認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。))が法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価をいう。以下同じ。))に株券については百分の八十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定

第四条 証券会社が、前条の規定により顧客から保証金として預託を受ける金銭の額については、信用取引について、当該顧客に対し当該信用取引に係る有価証券の約定価額に相当する額の信用供与以外に信用を供与したときは、その信用供与額、発行日取引について当該顧客に対し信用を供与したときは、その信用供与額を控除して、計算するものとする。

(保証金代用有価証券)

第五条 証券会社がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格(以下「代用価格」という。)は、預託する日の前日の時価(取引所有価証券市場においては証券取引所(法第四十九条第一項の規定に基づく金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場においては法第七十五条第一項の規定により登録する証券業協会(以下「証券業協会」という。))が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価をいう。以下同じ。))に株券については百分の七十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率(取引所有価証券市場においては証券取引所(法第四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては証券業協会(法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率)を乗じた額を超えない額とする。

める率（取引所金融商品市場においては金融商品取引所が法第四百九十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては法第六十七条の十一第一項の規定により登録する認可金融商品取引業協会が法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率）を乗じた額を超えない額とする。

2 金融商品取引業者は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者の取引のための欄と区分しなければならない。

（保証金の引出等）

第七条 金融商品取引業者は、信用取引又は発行日取引について顧客から保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、その未決済勘定の決済前又はその発行日取引に係る有価証券の受渡終了前においては、これを引き出させ又は第四条の規定により新たに保

2 証券会社は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該証券会社の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該証券会社の取引のための欄と区分しなければならない。

（保証金の引出等）

第六条 証券会社は、信用取引又は発行日取引について顧客から保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、その未決済勘定の決済前又はその発行日取引に係る有価証券の受渡終了前においては、これを引き出させ又は第三条の規定により新たに保証金とし

証金として預託を受けるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

一～三 (略)

四 決済(反対売買による決済を除く。)する未決済勘定に係る信用取引により買付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を保証金として預託させることを条件として当該決済をするために引き出させる場合には、第四条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該預託後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。))に係る有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額(その額が三十万円に満たないときは、三十万円)以上となる場合に限る。)

五 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、第四条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券

六・七 (略)

八 発行日取引に係る有価証券の一部の受渡しをするために引き出させる際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日取引(当該受入保証金に係るものに限る。)(に係る一切の有価証券の約定価額から受渡しをする発行日取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に百分の三十を乗じた額

て預託を受けるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

一～三 (略)

四 決済(反対売買による決済を除く。)する未決済勘定に係る信用取引により買付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を保証金として預託させることを条件として当該決済をするために引き出させる場合には、第三条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該預託後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。))に係る有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額(その額が三十万円に満たないときは、三十万円)以上となる場合に限る。)

五 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、第三条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券

六・七 (略)

八 発行日取引に係る有価証券の一部の受渡しをするために引き出させる際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日取引(当該受入保証金に係るものに限る。)(に係る一切の有価証券の約定価額から受渡しをする発行日取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に百分の三十を乗じた額を

を超過している場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条に規定する率をもつて除した額に相当する有価証券

九 受渡しをする発行日取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券に係る売付代金の全部を保証金として預託させることを条件として当該受渡しをするために引き出させる場合には、第四条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券（当該預託後における受入保証金の総額が当該顧客の発行日取引に係る有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額以上となる場合に限る。）

十 発行日取引に係る有価証券の全部の受渡しをするために引き出させる場合には、第四条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券

十一 当該顧客が当該信用取引又は発行日取引に係る保証金として預託している金銭又は有価証券の全部又は一部についてその差換えをなす場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

2 前項第一号から第四号まで及び第六号並びに次条第三項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落ち後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第一号（充当する際に限り、当該権利落ちに伴い顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第二号（当該権利落ちに伴い顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第三項の約定価額は、顧客が金

えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条に規定する率をもつて除した額に相当する有価証券

九 受渡しをする発行日取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券に係る売付代金の全部を保証金として預託させることを条件として当該受渡しをするために引き出させる場合には、第三条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券（当該預託後における受入保証金の総額が当該顧客の発行日取引に係る有価証券の約定価額に百分の三十を乗じた額以上となる場合に限る。）

十 発行日取引に係る有価証券の全部の受渡しをするために引き出させる場合には、第三条の規定により顧客から預託を受けた一切の保証金の額に相当する金銭又は有価証券

十一 当該顧客が当該信用取引又は発行日取引に係る保証金として預託している金銭又は有価証券の全部又は一部についてその差換えをなす場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

2 前項第一号から第四号まで及び第六号並びに次条第三項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落ち後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第一号（充当する際に限り、当該権利落ちに伴い顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第二号（当該権利落ちに伴い顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第三項の約定価額は、顧客が証

融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。 )  
には、権利の価額を控除した価額とする。

(受入保証金の総額の計算)

第八条 第三条第二号並びに前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する受入保証金の総額又は同項第七号から第九号までに規定する受入保証金の総額については、次に掲げる額のうち信用取引に係るもの又は発行日取引に係るものをそれぞれ差し引いて、計算するものとする。ただし、同項第三号又は第八号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る信用取引の第一号に掲げる額又は受渡しをする発行日取引の第二号に掲げる額を差し引かないものとする。

一 当該顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び委託手数料、借入金に対する利子、借入有価証券に対する品借料その他のものであつて、当該顧客の信用取引について顧客の負担すべきものの合計額(前条第一項第六号に規定する受入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落ちしたことに伴い顧客が負担することとなつた額を除く。)に相当する額

二 当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引

券会社と当該決済を行うことを約している場合を含む。 )には、権利の価額を控除した価額とする。

(受入保証金の総額の計算)

第七条 第二条の二第二号、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する受入保証金の総額又は同項第七号から第九号までに規定する受入保証金の総額については、次に掲げる額のうち信用取引に係るもの又は発行日取引に係るものをそれぞれ差し引いて、計算するものとする。ただし、同項第三号又は第八号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る信用取引の第一号に掲げる額又は受渡しをする発行日取引の第二号に掲げる額を差し引かないものとする。

一 当該顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額並びに委託手数料、借入金に対する利子、借入有価証券に対する品借料その他のものであつて、当該顧客の信用取引について顧客の負担すべきものの合計額(前条第一項第六号に規定する受入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落ちしたことに伴い顧客が負担することとなつた額を除く。)に相当する額

二 当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて

いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに委託手数料その他のものであつて、当該顧客の発行日取引について顧客の負担すべきものの合計額に相当する額

三 (略)

四 当該顧客の未決済勘定の決済後又は当該発行日取引に係る有価証券の受渡しの終了後において、なお当該顧客の当該金融商品取引業者に対する債務が残存している場合(当該債務が借入金その他の債務として当該金融商品取引業者との間で新たな債権債務関係となつたものを含む。)における当該残存額に相当する額

2 前項に規定する受入保証金の総額の計算については、当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る保証金の全部又は一部が有価証券をもつて代用されている場合におけるその代用価格は、第六条の規定にかかわらず、計算する日の前日の当該有価証券の時価に同条に規定する率を乗じた額によるものとする。

3 第一項の当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の時価がないときは、その直近の日の時価)により評価した価額との差損益とする。

(利益計算額の引出の制限)

第九条 金融商品取引業者は、その顧客の信用取引又は発行日取引に係る有価証券の相場の変動により利益計算となる額を生じた場合において、その利益計算となる額に相当する金銭又は有価証券を、当

計算した計算上の損失額に相当する額並びに委託手数料その他のものであつて、当該顧客の発行日取引について顧客の負担すべきものの合計額に相当する額

三 (略)

四 当該顧客の未決済勘定の決済後又は当該発行日取引に係る有価証券の受渡終了後において、なお当該顧客の当該証券会社に対する債務が残存している場合(当該債務が借入金その他の債務として当該証券会社との間で新たな債権債務関係となつたものを含む。)における当該残存額に相当する額

2 前項に規定する受入保証金の総額の計算については、当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る保証金の全部又は一部が有価証券をもつて代用されている場合におけるその代用価格は、第五条の規定にかかわらず、計算する日の前日の当該有価証券の時価に同条に規定する率を乗じた額によるものとする。

3 第一項の当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の時価がないときは、その直近の日の時価)により評価した価額との差損益とする。

(利益計算額の引出の制限)

第八条 証券会社は、その顧客の信用取引又は発行日取引に係る有価証券の相場の変動により利益計算となる額を生じた場合において、その利益計算となる額に相当する金銭又は有価証券を、当該顧客に

<p>該顧客に対し交付し、又は<u>第四条</u>の規定により保証金として預託を受けべき金銭の額に充当してはならない。</p> <p>2 <u>金融商品取引業者</u>は、その顧客が対当売買を行った場合において当該対当売買を行ったことにより利益計算となる額に相当する金銭又は有価証券を、当該顧客に対し当該売買及び当該対当売買の受渡しの終了前に交付し、又は<u>第四条</u>の規定により保証金として預託を受けべき金銭の額に充当してはならない。</p> <p>(信用取引を行うことを明示しない取引)</p> <p><u>第十条</u> <u>金融商品取引業者</u>は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客が当該取引による買付け又は売付けに係る有価証券について、これと対当する有価証券の売付け又は買付けにより、これを決済する取引を行うてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>対し交付し、又は<u>第三条</u>の規定により保証金として預託を受けべき金銭の額に充当してはならない。</p> <p>2 <u>証券会社</u>は、その顧客が対当売買を行った場合において当該対当売買を行ったことにより利益計算となる額に相当する金銭又は有価証券を、当該顧客に対し当該売買及び当該対当売買の受渡終了前に交付し、又は<u>第三条</u>の規定により保証金として預託を受けべき金銭の額に充当してはならない。</p> <p>(信用取引を行うことを明示しない取引)</p> <p><u>第九条</u> <u>証券会社</u>は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客が当該取引による買付け又は売付けに係る有価証券について、これと対当する有価証券の売付け又は買付けにより、これを決済する取引を行うてはならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（免許申請書の經由）</p> <p>第一条 法第五十六條の二十四第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を經由して提出しなければならない。</p> <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十六條の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>三（略）</p> <p>四 免許申請者が金融商品取引所（法第二條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）が開設する取引所金融商品市</p>	<p>（新設）</p> <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十六條の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該法人の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書）並びにその者が法第五十六條の二十五第二項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三（略）</p> <p>四 免許申請者が証券取引所（法第二條第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）が開設する取引所有価証券市場又は証</p>



場（同条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）又は認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が開設する店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）の決済機構を利用することについて当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会と締結した契約に関する書面の写し

五 金銭又は有価証券の貸付けの条件に関する書面

六・七 （略）

八 免許申請の際現に金融商品取引所の会員等（法第五十六条の四第一項に規定する会員等をいう。）又は認可金融商品取引業協会の協会員に対して金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、その貸付けの状況を記載した書面

九 最近三事業年度末の貸借対照表（関連する注記を含む。第三条の三第一項第二号を除き、以下同じ。）及び最近三事業年度の損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

十・十二 （略）

2 | 証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、速やかに金融庁長官に届出をしなければならない。

一・二 （略）

三 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用

券業協会（法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約に関する書面の写し

五 金銭又は有価証券の貸付の条件に関する書面

六・七 （略）

八 免許申請の際現に証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。）又は証券業協会の協会員に対して金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、その貸付の状況を記載した書面

九 最近三事業年度末の貸借対照表（関連する注記を含む。第三条の三第一項第二号を除き、以下同じ。）及び最近三営業年度の損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

十・十二 （略）

証券金融会社（法第二条第三十二項に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、速やかに金融庁長官に届出をしなければならない。

一・二 （略）

三 証券取引所が開設する取引所所有有価証券市場又は証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて

することについて当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会と締結した契約を変更したとき。

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第一条の三 法第五十六條の二十四第四項において準用する法第八十一條第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)(X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 (略)

(兼業業務の範囲)

第一条の四 法第五十六條の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付け(法第五十六條の二十四第一項並びに法第五十六條の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。)

二・三 (略)

(削る)

四・六 (略)

七 金融商品取引清算機関(法第二十九條に規定する金融商品取引清算機関をいう。)(の清算参加者(法第五十六條の七第

当該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約を変更したとき。

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第一条の二 法第五十六條の二十四第四項において準用する法第八十二條第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)(X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

・ (略)

(兼業業務の範囲)

第一条の三 法第五十六條の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付け(法第五十六條の二十四第一項並びに法第五十六條の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。)

二・三 (略)

四 削除

五・七 (略)

八 証券取引清算機関の清算参加者(法第五十六條の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。)(による有価証券等清算取次

二項第三号に規定する清算参加者をいう。)による有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。)の決済に必要な金銭又は有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)

2 法第百五十六条の二十七第二項の規定による届出を行う場合は、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第百五十六条の二十七第一項各号に掲げる業務を行う理由を記載した書面

二・三 (略)

(兼業の承認の申請)

第二条 法第百五十六条の二十七第三項の承認を受けようとする証券金融会社は、次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 法第百五十六条の二十七第三項の承認を受けた業務の内容を変更しようとする証券金融会社は、同項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けなければならない。

(業務内容の変更等の認可の申請)

ぎの決済に必要な金銭又は有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)

2 法第百五十六条の二十七第二項の規定による届出を行う場合は、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

一 理由書

二・三 (略)

(他業兼営の承認申請)

第二条 証券金融会社は、法第百五十六条の二十七第三項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

証券金融会社が法第百五十六条の二十七第三項の規定に基づく承認を受けた業務の内容を変更しようとする場合には、同項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けなければならない。

(業務内容の変更等の認可申請)

第三条 法第百五十六条の二十八第一項の認可を受けようとする証券金融会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 変更の理由を記載した書面
- 二 当該認可申請が、資本金の額の減少に係るものであるときは、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 三 最近の日計表

(届出書の添付書類)

第三条の三 法第百五十六条の二十八第二項の規定による届出を行う証券金融会社は、理由を記載した書面のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 金銭又は有価証券の貸付けの条件を決定又は変更しようとするとき 貸付けの条件を記載した書面の新旧対照表

二・三 (略)

2 法第百五十六条の二十八第三項の規定により届出を行う証券金融会社は、届出書に同項各号に該当することとなつた理由を記載した書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一条の二第二項の規定により届出を行う証券金融会社は、届出書に変更の内容及び理由を記載した書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第三条 証券金融会社は、法第百五十六条の二十八第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該認可申請が、資本金の額の減少に係るものであるときは、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面及び最近の日計表

(新設)

(届出書の添付書類)

第三条の三 法第百五十六条の二十八第二項の規定による届出を行う場合には、理由書のほか、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

- 一 金銭又は有価証券の貸付の条件を決定又は変更しようとするとき 貸付の条件を記載した書面の新旧対照表

二・三 (略)

2 法第百五十六条の二十八第三項の規定による届出を行う場合には、理由書を添付した届出書を提出するものとする。

3 第一条第二項の規定による届出を行う場合には、理由書及び変更の内容を記載した書面を添付した届出書を提出するものとする。

<p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第三条の四 法第百五十六条の三十五に規定する事業報告書は、別紙様式一により作成し、提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務の廃止又は解散等の決議に係る認可の申請)</p> <p>第四条 法第百五十六条の三十六の認可を受けようとする証券金融会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 法第百五十六条の三十六各号に掲げる事項の決定をした理由を記載した書面</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第三条の四 法第百五十六条の三十五に規定する営業報告書は、別紙様式一により作成し、提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務の廃止又は解散等の決議に係る認可申請)</p> <p>第四条 証券金融会社は、法第百五十六条の三十六に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(免許申請書の経由)</p> <p>第五条 法第百五十六条の二十四第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第六条 (略)</p>
---	---

(別紙様式1)

第 期事業報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(略)

1 業 務 の 状 況  
(略)

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在

資 産 の 部	金額	負 債 の 部	金額
科 目	千円	科 目	千円
(略)		流 動 負 債	
固 定 資 産		1. ～10. (略)	
1. 有形固定資産		11. 役員賞与引当金	
(1)～(4) (略)		12. 担 保 金	
(5) 建設仮勘定		13. 貸付有価証券代り金	
2. . . 3. (略)		14. 預 り 金	
(略)		15. 貸借取引貸付金担保 有価証券	
		16. 預 り 有 価 証 券	
		17. 借 入 有 価 証 券	
		18. 貸付有価証券見返	
		19. フェイェル負債関係勘 定	
		20. 前 受 金	
		21. 前 受 収 益	
		22. 仮 受 金	
		23. 従業員預り金	
		24. その他の流動負債 (略)	
		負 債 合 計	

(別紙様式1)

第 期営業報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(略)

1 業 務 の 状 況  
(略)

2 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在

資 産 の 部	金額	負 債 の 部	金額
科 目	千円	科 目	千円
(略)		流 動 負 債	
固 定 資 産		1. ～10. (略)	
1. 有形固定資産		11. 担 保 金	
(1)～(4) (略)		12. 貸付有価証券代り金	
(5) 建物仮勘定		13. 預 り 金	
2. . . 3. (略)		14. 貸借取引貸付金担保 有価証券	
(略)		15. 預 り 有 価 証 券	
		16. 借 入 有 価 証 券	
		17. 貸付有価証券見返	
		18. フェイェル負債関係勘 定	
		19. 前 受 金	
		20. 前 受 収 益	
		21. 仮 受 金	
		22. 従業員預り金	
		23. その他の流動負債 (略)	
		負 債 合 計	

	純資産の部	
	(略)	
	純資産合計	
資産合計	負債・純資産合計	

- (注) ・(略)  
 ・(略)  
 1. (略)  
 2. 貸借取引担保金代用有価証券欄の( )は、金融商品取引業者の顧客分として受け入れている有価証券で内書。  
 ・～・(略)

(2) 損益計算書

〔自平成 年 月 日  
 至平成 年 月 日〕

摘要	内訳	金額
・ (略)		
一般管理費	千円	千円
1. ～27. (略)		
28. 役員賞与引当金繰入		
29. 減価償却費		
30. 貸倒引当金繰入		
営業利益(営業損失)		
～ (略)		

(注) (略)

- (3) 株主資本等変動計算書  
 (略)  
 (4) 営業公課表  
 (略)

	純資産の部	
	(略)	
	純資産合計	
資産合計	負債・純資産合計	

- (注) ・(略)  
 ・(略)  
 1. (略)  
 2. 貸借取引担保金代用有価証券欄の( )は、証券会社の顧客分として受け入れている有価証券で内書。  
 ・～・(略)

(2) 損益計算書

〔自平成 年 月 日  
 至平成 年 月 日〕

摘要	内訳	金額
・ (略)		
一般管理費	千円	千円
1. ～27. (略)		
28. 減価償却費		
29. 貸倒引当金繰入		
営業利益(営業損失)		
～ (略)		

(注) (略)

- (3) 株主資本等変動計算書  
 (略)  
 (4) 営業公課表  
 (略)

事業報告書付属表

(1)比較貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第〇〇期	第〇〇期	増減 ( )	科目	第〇〇期	第〇〇期	増減 ( )
(資産の部) (略)				(負債の部) 流動負債 コール・スネー 売渡手形 短期借入金 関係会社借入金 コア・シヤル・ペーパー 売現先取引勘定 未払 未払法人税等 未払費用 繰延税金負債 繰延税金負債 賞与引当金 役員賞与引当金 貸借取引担保金 貸付有価証券代り金 預り金 前受金 預り担保有価証券 借入有価証券 貸付有価証券見返 前受収益 ..... その他の流動負債 流動負債合計 固定負債合計 (略) 負債合計			

営業報告書付属表

(1)比較貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第〇〇期	第〇〇期	増減 ( )	科目	第〇〇期	第〇〇期	増減 ( )
(資産の部) (略)				(負債の部) 流動負債 コール・スネー 売渡手形 短期借入金 関係会社借入金 コア・シヤル・ペーパー 売現先取引勘定 未払 未払法人税等 未払費用 繰延税金負債 繰延税金負債 賞与引当金 貸借取引担保金 貸付有価証券代り金 預り金 前受金 預り担保有価証券 借入有価証券 貸付有価証券見返 前受収益 ..... その他の流動負債 流動負債合計 固定負債合計 (略) 負債合計			



資 産 合 計				純資産の部 (略)					
				純 資 産 合 計	負 債 ・ 純 資 産 合 計				

(2) 比較損益計算書  
(略)

3 個人情報保護に関して講じている措置の実施状況  
(略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)～(17) (略)

2 経理の状況

(1) 貸借対照表

資産の部

イ．．口．(略)

ハ．保管有価証券

貸借取引貸付金担保有価証券等の有価証券を記載すること。ただし、金融商品取引所等に寄託している有価証券及び金融商品取引所の会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)に対する貸借取引貸付有価証券等他へ貸し付けている有価証券を除く。

ニ．寄託有価証券

短資取引担保株式預り証規程により、コール・スネーの担保とするため、金融商品取引所に寄託している有価証券及び株式会社証券保管振替機構等に寄託している有価証券を記載すること。

ホ．有価証券引渡票支払金

有価証券引渡票に係る当該有価証券の代金相当額として金融商品取引清算機関へ預託した金銭を記載すること。

ヘ．～チ．(略)

負債の部

(略)

(2)～(5) (略)

3 個人情報保護に関して講じている措置の実施状況  
(略)

資 産 合 計				純資産の部 (略)					
				純 資 産 合 計	負 債 ・ 純 資 産 合 計				

(2) 比較損益計算書  
(略)

3 個人情報保護に関して講じている措置の実施状況  
(略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)～(17) (略)

2 経理の状況

(1) 貸借対照表

資産の部

イ．．口．(略)

ハ．保管有価証券

貸借取引貸付金担保有価証券等の有価証券を記載すること。ただし、証券取引所等に寄託している有価証券及び証券取引所の会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)に対する貸借取引貸付有価証券等他へ貸し付けている有価証券を除く。

ニ．寄託有価証券

短資取引担保株式預り証規程により、コール・スネーの担保とするため、証券取引所に寄託している有価証券及び株式会社証券保管振替機構等に寄託している有価証券を記載すること。

ホ．有価証券引渡票支払金

有価証券引渡票に添えて保証金として証券取引所へ預託する振込株式相当額の代り金を記載すること。

ヘ．～チ．(略)

負債の部

(略)

(2)～(5) (略)

3 個人情報保護に関して講じている措置の実施状況  
(略)

(別紙様式2)

第 期中間決算状況表

年月日から  
年月日まで

(略)

1 業務の状況  
(略)

2 経理の状況

(1) 比較貸借対照表

(単位：百万円)

科目 (資産の部) (略)	金額		科目 (負債の部)	金額	
	前期	増減		前期	増減
			流動負債		
			コール・マネー		
			売却渡手形		
			短期借入金		
			コマーシャル・ペーパー		
			売現先取引勘定		
			未払法人税等		
			繰延税金負債		
			賞与引当金		
			役員賞与引当金		
			貸借取引担保金		
			貸付有価証券代り金		
			預り金		
			預り担保有価証券		
			借入有価証券		
			貸付有価証券見返		
			その他の流動負債		
			流動負債合計		
			固定負債		

(別紙様式2)

第 期中間決算状況表

年月日から  
年月日まで

(略)

1 業務の状況  
(略)

2 経理の状況

(1) 比較貸借対照表

(単位：百万円)

科目 (資産の部) (略)	金額		科目 (負債の部)	金額	
	前期	増減		前期	増減
			流動負債		
			コール・マネー		
			売却渡手形		
			短期借入金		
			コマーシャル・ペーパー		
			売現先取引勘定		
			未払法人税等		
			繰延税金負債		
			賞与引当金		
			貸借取引担保金		
			貸付有価証券代り金		
			預り金		
			預り担保有価証券		
			借入有価証券		
			貸付有価証券見返		
			その他の流動負債		
			流動負債合計		
			固定負債		

			(略)				
			固定負債合計				
			負債合計 (純資産の部)				
			(略)				
			純資産合計				
			負債・純資産合計				
資産合計							

(略)

			(略)				
			固定負債合計				
			負債合計 (純資産の部)				
			(略)				
			純資産合計				
			負債・純資産合計				
資産合計							

(略)

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八條第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八條第二項並びに社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第十一条の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十条第二項において準用する場合を含む。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三十九條第三項（同法第五十五條第二項及び第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八條第二項、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三十六條第三項（同法第四十六條第二項（同法第四十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第三十四條の二十の三第二項（同法第三十四條の三十第二項、第三十四條の三十九第二項、第三十四條の四十二第二項、第三十四條の四十八第二項、第五十二條第二項、第五十五條の十第二項、第八十五條第四項、第一百三條第二項及び第一百三十一條第二項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場</p>

一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一

イ (略)

ロ 金融商品取引法第五十六条の二第一項(同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十一、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七七、第七十九条の四、第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の二十七、第六十五条(第六十五条の四において準用する場合を含む。)、第六十五条の九、第六十六条の十五及び第六十六条の三十四の規定

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第二十二條第一項及び第二百十三條第一項から第四項までの規定

合を含む。)において準用する場合を含む。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二十條第二項、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第八條第二項並びに社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第十一條の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。)が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一

イ (略)

ロ 証券取引法第五十九条第一項(同法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第六十五条の二十、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七七、第七十九条の三、第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六十六条の二十七、第六十五条、第六十五条の九、第六十六条の十五及び第六十六条の三十四の規定

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第三十九條第一項及び第二項、第五十五條第一項並びに第二百十三條第一項から第四項までの規定

(削る)

二 (略)

(削る)

(削る)

ホ 資産の流動化に関する法律第二百七十七条第一項(同法第二百九条第二項(同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定

ヘ・ト (略)

二 金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第七十七号の規定による検査 別紙様式第一の二

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 金融商品取引法第二百十四条(金融機関等による顧客等の本

二 外国証券業者に関する法律第三十一条並びに第三十二条第三項において準用する同法第三十一条第一項及び第三項の規定

ホ (略)

ヘ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項(同法第四十八条第四項において準用する場合を含む。))の規定

ト 金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項及び第二項、第一百二十二条第一項並びに第一百三十一条第一項の規定

チ 資産の流動化に関する法律第二百七十七条第一項(同法第二百九条(同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定

リ・ヌ (略)

二 証券取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第七十七号の規定による検査 別紙様式第一の二

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 証券取引法第二百十四条(外国証券業者に関する法律第五十

---

人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百二十四条第二項(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。))の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。

---

三条の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。)及び金融先物取引法第七十四条の規定により委員会の職員(証券取引法第二百二十四条第二項(外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。))及び金融先物取引法第八十四条第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。

---

別紙様式第一

裏 (委員会用) 表

<p>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</p> <p>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</p> <p>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</p> <p>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</p> <p>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">検査証票</p> <p>職名(又は官職) _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生 年 月 日 _____</p> <p>上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第1条第1号に掲げる金融商品取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 証券取引等監視委員会 印</p>
---	---

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

<p>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</p> <p>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</p> <p>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</p> <p>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</p> <p>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">検査証票</p> <p>職名(又は官職) _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生 年 月 日 _____</p> <p>上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第1条第1号に掲げる金融商品取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印</p>
---	--

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

別紙様式第一

裏 (委員会用) 表

<p>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</p> <p>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</p> <p>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</p> <p>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</p> <p>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">検査証票</p> <p>職名(又は官職) _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生 年 月 日 _____</p> <p>上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第1条第1号に掲げる証券取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 証券取引等監視委員会 印</p>
---	---

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

<p>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</p> <p>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</p> <p>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</p> <p>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</p> <p>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">検査証票</p> <p>職名(又は官職) _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>生 年 月 日 _____</p> <p>上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第1条第1号に掲げる証券取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印</p>
---	--

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。



別紙様式第一の二

裏 (委員会用) 表

<p>写真</p> <p>印</p> <p>又は</p> <p>刻印</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</li> <li>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</li> <li>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</li> <li>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</li> <li>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</li> </ol>
--	--

第 号
検査証票
職名(又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 証券取引等監視委員会 印

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

<p>写真</p> <p>印</p> <p>又は</p> <p>刻印</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</li> <li>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</li> <li>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</li> <li>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</li> <li>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</li> </ol>
--	--

第 号
検査証票
職名(又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当局に所属する職員で、証券取引等監視委員会から委任を受けて、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

別紙様式第一の二

裏 (委員会用) 表

<p>写真</p> <p>印</p> <p>又は</p> <p>刻印</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</li> <li>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</li> <li>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</li> <li>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</li> <li>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</li> </ol>
--	--

第 号
検査証票
職名(又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当委員会に所属する職員で、証券取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 証券取引等監視委員会 印

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

<p>写真</p> <p>印</p> <p>又は</p> <p>刻印</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</li> <li>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</li> <li>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</li> <li>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</li> <li>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</li> </ol>
--	--

第 号
検査証票
職名(又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当局に所属する職員で、証券取引等監視委員会から委任を受けて、証券取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

別紙様式第二

裏 (委員会用) 表

写真

印  
又は  
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第 号

犯則事件調査証票

職名(又は官職) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日

証券取引等監視委員会 印

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

写真

印  
又は  
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第 号

犯則事件調査証票

職名(又は官職) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日

財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

別紙様式第二

裏 (委員会用) 表

写真

印  
又は  
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第 号

犯則事件調査証票

職名(又は官職) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

上記の者は、当委員会に所属する職員で、証券取引法(昭和23年法律第25号)、外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)、金融先物取引法(昭和63年法律第77号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日

証券取引等監視委員会 印

裏 (財務局又は福岡財務支局用) 表

写真

印  
又は  
刻印

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第 号

犯則事件調査証票

職名(又は官職) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

上記の者は、当局に所属する職員で、証券取引法(昭和23年法律第25号)、外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)、金融先物取引法(昭和63年法律第77号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押さえする権限を有する者であることを証明する。

平成 年 月 日

財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

改正案

現行

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令

証券取引清算機関等に関する内閣府令

（定義）

（委託に際しあらかじめ特定すべき事項）

第一条 この府令において「金融商品取引清算機関」、「金融商品債務引受業」、「有価証券等清算取次ぎ」、「市場デリバティブ取引」又は「金融商品取引所」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引清算機関、金融商品債務引受業、有価証券等清算取次ぎ、市場デリバティブ取引又は金融商品取引所をいう。

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第二条第二十九項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 有価証券の売買及び有価証券先物取引 売買の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日
- 二 有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引であつて有価証券指数等先物取引と類似の取引 現実指数若しくは現実数値（それぞれ法第二条第二十一項に規定する現実指数又は現実数値をいう。）が約定指数若しくは約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券指数（同項に規定する有価証券指数をいう。）又は有価証券の銘柄、数又は金額、約定指数又は約定数値及び受渡日
- 三 有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引であつて有価証券オプション取引と類似の取引 オプションを付与する立場

の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、有価証券又は有価証券指数の銘柄、数又は金額、オプションの対価の額及び受渡日

四 有価証券先渡取引 売買の別、有価証券の銘柄（当該有価証券及びその対価の授受を約した将来の一定の時期並びに差金の授受によつて決済する場合における当該差金の額の計算方法を含む）、数又は金額、価格及び受渡日

五 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数若しくは店頭現実数値（それぞれ法第二十五条第二十五項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数若しくは店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券店頭指数（同項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）又は有価証券の銘柄（授受することとなる金銭の額の計算年月日、授受することとなる金銭の額の計算方法、当該金銭を受受することとなる年月日その他の当該取引の内容を適確に示すための事項を含む）、数又は金額、店頭約定指数又は店頭約定数値及び受渡日

六 有価証券店頭オプション取引 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、オプションの行使により成立する取引の内容（第一号、前号又は次号に規定する事項をいう。）、オプションの対価の額及び受渡日

七 有価証券店頭指数等スワップ取引 当事者の一方が相手方に支

- 払うこととなる金銭の額の計算に係る有価証券店頭指数又は有価証券の銘柄及び当該金銭の額の計算方法並びに当事者の一方が相手方から受け取ることとなる金銭の額の計算に係る金利若しくは通貨の価格又は有価証券店頭指数若しくは有価証券の銘柄及び当該金銭の額の計算方法、取引期間その他の当該取引の内容を適確に示すための事項、当事者が元本として定めた金額並びに受渡日
- 八 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下この条において「令」といふ。）第一条の十二第一号に定める取引貸借の別、金銭の額及び受渡日
- 九 令第一条の十二第二号に定める取引 貸借の別、有価証券の銘柄、数若しくは金額及び受渡日
- 十 令第一条の十二第三号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日
- 十一 令第一条の十二第四号に定める取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

（免許申請等）

第二条 法第百五十六条の三第一項の規定による申請書を提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 法第百五十六条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすること

（免許申請書の經由）

第二条 法第百五十六条の三第一項の規定により免許申請書を提出しようとする者は、当該免許申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

（削る）

ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第十四条第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。（の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（証券取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（証券取引清算機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の住民票の抄本若

( 免許申請書の添付書類 )

第二条の二 法第百五十六条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式）についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。第十四条第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。
- （の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有す

しくはこれに代わる書面及び履歴書又は登記事項証明書及び沿革を記載した書面並びに当該会計参与による自らが法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることとを誓約する書面

五 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

六 有価証券債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

七 証券取引清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

八 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

九 その他法第百五十六条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

( 新設 )

る議決権の数を記載した書面

二 親法人（金融商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（金融商品取引清算機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面



五 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

六 金融商品債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

七 金融商品取引清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

八 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

九 その他法第百五十六条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（他の業務の承認の申請）

第四条 法第百五十六条の六第二項の承認を受けようとする金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（承認を受けた業務の廃止の届出）

第五条 法第百五十六条の六第三項の規定により届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一・三 （略）

（業務方法書の記載事項）

（兼業の承認申請）

第四条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の六第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（兼業業務の廃止の届出）

第五条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の六第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一・三 （略）

（業務方法書の記載事項）

第六条 法第百五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品債務引受業に附帯する業務を行う場合にあつては、その旨

二 金融商品債務引受業に関連する業務を行う場合にあつては、その旨

三 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十七項第一号に係るものに限る。）に係る当該有価証券等清算取次ぎを行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四 市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う場合にあつては、取引証拠金に関する事項

五（略）

（清算預託金）

第七条 法第百五十六条の十一に規定する内閣府令で定めるものは、金銭及び金融商品取引清算機関が業務方法書において定める有価証券であつて、当該金融商品取引清算機関が、業務方法書の定めるところにより、清算預託金として他の財産と分別して管理するものとする。

第六条 法第百五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 有価証券債務引受業に附帯する業務を営む場合にあつては、その旨

二 有価証券債務引受業に関連する業務を営む場合にあつては、その旨

三 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十九項第一号に係るものに限る。）に係る当該有価証券等清算取次ぎを行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四 証券先物取引等（法第七十条の二第一項第一号に規定する証券先物取引等をいう。以下同じ。）について有価証券債務引受業を行う場合にあつては、取引証拠金に関する事項

五（略）

（清算預託金）

第七条 法第百五十六条の十一に規定する内閣府令で定めるものは、金銭及び証券取引清算機関が業務方法書において定める有価証券であつて、当該証券取引清算機関が、業務方法書の定めるところにより、清算預託金として他の財産と分別して管理するものとする。

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第八条 法第五十六条の十二の認可を受けようとする金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

(削る)

一 (略)

二 株主総会(法第五十六条の十九の規定に基づく承認を受けた会員金融商品取引所(法第八十七条の六第一項に規定する会員金融商品取引所をいう。以下同じ。))にあつては、(総会)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 (略)

(定款又は業務方法書の変更の認可の基準)

第九条 金融庁長官は、法第五十六条の十二の規定に基づく認可の申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第八条 証券取引清算機関は、法第五十六条の十二の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 理由書

二 (略)

三 株主総会(法第五十六条の十九の規定に基づく承認を受けた会員証券取引所(法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下同じ。))にあつては、(総会)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 (略)

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第九条 金融庁長官は、法第五十六条の十二の規定に基づく認可の申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(資本金の額等の変更の届出)

第十条 法第百五十六条の十三の規定による届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第

二項第三号に掲げる書類及び第二条の二第三号に掲げる書類

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第

二項第三号に掲げる書類及び第二条の二第四号に掲げる書類

(金融商品債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可の申請)

第十一条 法第百五十六条の十八の認可を受けようとする金融商品取引清算機関は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 金融商品債務引受業の廃止又は解散の理由を記載した書面

二 株主総会(会員金融商品取引所)にあつては、総会(の議事録)会社法第百二十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証

(資本金の額等の変更の届出)

第十条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の十三の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第

二項第三号に掲げる書類及び第二条第二項第三号に掲げる書類

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第

二項第三号に掲げる書類及び第二条第二項第四号に掲げる書類

(有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

第十一条 証券取引清算機関は、法第百五十六条の十八の規定による有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会(会員証券取引所)にあつては、総会(の議事録)会社法第百二十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する

する書面)

- 三 (略)
- 四 金融商品債務引受業の結了の方法を記載した書面
- 五 (略)

(金融商品取引所による金融商品債務引受業等の承認の申請)

第十二条 法第五十六条の十九の承認を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(業務方法書に基づく規則の届出)

第十三条 金融商品取引清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(業務に関する提出書類)

第十四条 金融商品取引清算機関は、法第八十八条の規定に基づき、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付する

書面)

- 三 (略)
- 四 有価証券債務引受業の結了の方法を記載した書面
- 五 (略)

(証券取引所の有価証券債務引受業等の兼業承認申請)

第十二条 証券取引所は、法第五十六条の十九の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(規則の届出)

第十三条 証券取引清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(提出書類)

第十四条 証券取引清算機関は、法第八十八条の規定に基づき、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付する

ものとする。

一・二 (略)

三 取引証拠金明細表(市場デリバティブ取引)について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関に限る。( )

四・五 (略)

3 金融商品取引所が法第五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の承認を受けて金融商品取引清算機関として業務を行う場合にあつては、当該金融商品取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類(前項第二号に掲げる書類を除く。)を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる書類(前項第二号に掲げる書類を除く。)を提出することを要しない。

4 金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実(次項において「事故」という。)が発生した場合には、法第八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。

一 (略)

二 電子情報処理組織の故障その他偶発的な事情による金融商品債務引受業の全部又は一部の停止

5 金融商品取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

ものとする。

一・二 (略)

三 取引証拠金明細表(証券先物取引等)について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関に限る。( )

四・五 (略)

3 証券取引所が法第五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の承認を受けて証券取引清算機関として業務を行う場合にあつては、当該証券取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類(前項第二号に掲げる書類を除く。)を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に掲げる書類(前項第二号に掲げる書類を除く。)を提出することを要しない。

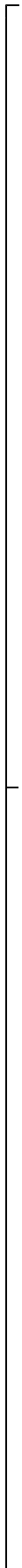
4 証券取引清算機関は、次の各号に掲げる事実(次項において「事故」という。)が発生した場合には、法第八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。

一 (略)

二 電子情報処理組織の故障その他偶発的な事情による有価証券債務引受業の全部又は一部の停止

5 証券取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)



上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）（第六条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十六条の二第二項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第三十六条の二第二項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>



改正案

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令

目次

第一章 納付命令（第一条 第一条の三）

第二章 審判手続

第一節 総則（第一条の四 第十三条）

第二節 審判手続の開始（第十四条 第十七条）

第三節 審判における主張等及びその準備（第十八条 第三十条）

第四節 証拠

第一款 総則（第三十一条 第三十五条）

第二款 参考人審問（第三十六条 第四十八条）

第三款 被審人審問（第四十九条）

第四款 証拠書類及び証拠物の取調べ（第五十条 第五十三条）

第五款 鑑定（第五十四条 第五十八条）

第六款 立入検査（第五十九条）

第五節 決定（第六十条 第六十一条の五）

現行

証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令

目次

第一章 総則（第一条 第十三条）

第二章 審判手続の開始（第十四条 第十七条）

第三章 審判における主張等及びその準備（第十八条 第三十条）

第四章 証拠

第一節 総則（第三十一条 第三十五条）

第二節 参考人審問（第三十六条 第四十八条）

第三節 被審人審問（第四十九条）

第四節 証拠書類及び証拠物の取調べ（第五十条 第五十三条）

第五節 鑑定（第五十四条 第五十八条）

第六節 立入検査（第五十九条）

第五章 決定（第六十条 第六十一条の五）

第六章 雑則（第六十二条）

附則

第六節 雜則（第六十二條）

附則

第一章 納付命令

（市場価額の総額）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。）（第七十二条の二第一項第二号イ）に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額を口に掲げる数で除した額

イ (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める事業年度（発行者が法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券を発行しているときは、当該特定有価証券に係る法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間とする。以下この条及び次条において同じ。）における法第七十二条の二第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」といふ。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の継続開示書類（法第一百七十八条第五項に規定する継続開示書類をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があ

（新設）

（新設）

るときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等（以下この号及び次条において同じ。）において重要な事項につき虚偽の記載がある場合、当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第十九項第一号に定める事業年度

(2) 法第七十二条の二第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等（以下この号及び次条において同じ。）において重要な事項につき虚偽の記載がある場合、当該四半期・半期・臨時報告書等に係る法第八十五条の七第十九項第二号から第四号に定める事業年度

ロ 最終の価格が公表された日の数

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 前号イ(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第一条の二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

（新設）

（第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(1)に定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。））及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次号において同じ。）に記載されている連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。）
- 二 四半期・半期・臨時報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(2)に定める事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書に記載されている連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。）

（最終の価格がない場合にこれに相当するもの）

第一条の三 法第七十五条第五項及び第六項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

（新設）

- 一 有価証券の売付け等（法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この号において同じ。）又は有価証券の買付け等（同条第四項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この号において同じ。）が、上場有価証券等（金融商品取引

所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この号及び次号において同じ。）に上場されている有価証券、同条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券又は法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。次号において同じ。

（）の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲受け又は市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）の場合、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等について法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日（次号において「重要事実等公表日」という。）の翌日後における直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次号において同じ。）が公表した価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲受け、店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め

る価格

- イ 非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡又は買付けその他の有償の譲受けの場合 当該非上場有価証券に係る特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この号において同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この号において同じ。）であつて、上場有価証券等に該当するものについて、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該価格がない場合には、当該翌日後における直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。以下この号において同じ。）に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場（法第二十四条に規定する金融商品市場をいう。イにおいて同じ。）で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により金融庁長官が当該金融商品市場における価格によることが適当でないことを認める場合を除き、当該金融商品市場における重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該価格がない場合には、当該翌日後における直近の価格）
- ロ 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（ロにおいて「店頭デリバティブ取引等」という。）の場合 当該店頭デリバティブ取引等に係る特定有価証券等若しくは株券等で

あつて上場有価証券等に該当するもの又は特定有価証券等若しくは株券等に係る市場デリバティブ取引に該当するものについて、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

(削る)

## 第二章 審判手続

### 第一節 総則

(趣旨)

第一条の四 法第六章の二第二節の規定による審判手続については、同節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(通知)

第四条 第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、この章の規定により通知をしたときは、その旨及び通知の方法を事件記録上明らかにしなければならない。

2 この章の規定による通知(第十二条第三項、第二十二條第四項並びに第六十二條第一項及び第三項の規定による通知を除く。)は、

## 第一章 総則

(新設)

(新設)

(趣旨)

第一条 証券取引法(以下「法」という。)第六章の二第二節の規定による審判手続については、同節に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。

(通知)

第四条 第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、この府令の規定により通知をしたときは、その旨及び通知の方法を事件記録上明らかにしなければならない。

2 この府令の規定による通知(第十二条第三項、第二十二條第四項並びに第六十二條第一項及び第三項の規定による通知を除く。)は

これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。

(審判手続の事務を行う職員)

第七条 (略)

2 前項の職員(以下「審判手続の事務を行う職員」という。)は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。

(事件記録の謄本の様式)

第十条 法第六章の二第二節又はこの章の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。

(削る)

第二節 審判手続の開始

、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。

(審判手続の事務を行う職員)

第七条 (略)

2 前項の職員(以下「審判手続の事務を行う職員」という。)は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの府令の規定による通知に関する事務を行う。

(事件記録の謄本の様式)

第十条 法第六章の二第二節又はこの府令の規定により作成すべき謄本には、当該謄本を作成した審判手続の事務を行う職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。

第二章 審判手続の開始

(新設)



---

第十四条～第十七条 (略)

(削る)

第三節 審判における主張等及びその準備

第十八条～第三十条 (略)

(削る)

(削る)

第四節 証拠

第一款 総則

第三十一条～第三十五条 (略)

(削る)

第二款 参考人審問

第三十六条～第四十八条 (略)

---

第十四条～第十七条 (略)

第三章 審判における主張等及びその準備

(新設)

第十八条～第三十条 (略)

第四章 証拠

第一節 総則

(新設)

(新設)

第三十一条～第三十五条 (略)

第二節 参考人審問

(新設)

第三十六条～第四十八条 (略)

---

(削る)

第三款 被審人審問

第四十九条 (略)

2 (略)

3 前款(第四十一条及び第四十七条第一項を除く。)の規定は、被審人の審問について準用する。

(削る)

第四款 証拠書類及び証拠物の取調べ

第五十条～第五十三条 (略)

(削る)

第五款 鑑定

第五十四条～第五十八条 (略)

(削る)

第三節 被審人審問

(新設)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 前節(第四十一条及び第四十七条第一項を除く。)の規定は、被審人の審問について準用する。

第四節 証拠書類及び証拠物の取調べ

(新設)

第五十条～第五十三条 (略)

第五節 鑑定

(新設)

第五十四条～第五十八条 (略)

第六節 立入検査

第六款 立入検査

第五十九条 (略)

(削る)

第五節 決定

第六十条、第六十一条の五 (略)

(削る)

第六節 雑則

第六十二条 (略)

(新設)

第五十九条 (略)

第五章 決定

(新設)

第六十条、第六十一条の五 (略)

第六章 雑則

(新設)

第六十二条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

(証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令等の廃止)

第二条 次に掲げる府令は、廃止する。

一 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十五号)

二 証券取引法第七十九条の三及び第一百六十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令(平成十七年内閣府令第八号)

三 証券取引法第七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令(平成十七年内閣府令第四百四号)

(証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第四条第一項第二十一号、第二十二号及び第二十四号の規定により届出を行った者であつて、同条第五項の規定によりその名称、住所及び適格機関投資家に該当する期間が金融庁長官により官報に公告されたものについては、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から当該期間の終了する日（当該日が施行日以後である場合に限る。）までの間は、適格機関投資家とみなす。

2 施行日において現に存する信用協同組合については、第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「新二条定義府令」という。）第十条第一項第九号の規定にかかわらず、平成二十年三月一日までの間は、適格機関投資家とみなす。

第四条 証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に次に掲げる規定により届出書を提出した者は、施行日において、新二条定義府令第十六条第一項第八号ロの規定により届出をしたものとみなす。

一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）附則第六条の規定による廃止前の証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号。第四号において「旧行為

規制府令」という。) 第一条第五項の規定

二 金融商品取引業等に関する内閣府令附則第二十四条の規定による廃止前の金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令第三十五号</sup>) 第十八条第五項の規定

三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令(平成十九年第号)の規定による廃止前の金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令第十八号) 第二十三条第四項の規定

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令の規定による廃止前の外国証券業者に関する内閣府令(平成十年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令第三十七号</sup>) 第二十四条第十七項において準用する旧行為規制府令第一条第五項の規定

第五条 改正法の施行の際現に改正法附則第五百五十九条第一項及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(次条において「整備法」という。) 第四十一条の規定により改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条及び次条において「新金融商品取引法」という。) 第二十九条の登録を受けたものとみなされる者以外の者が行っている新金融商品取引法第二条第

八項第十五号に掲げる行為に対する新二条定義府令第十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「法第二条第八項第十五号に掲げる行為」とあるのは「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号。以下この号において「改正法」という。）の施行の際現に改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第四十一条の規定により法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者以外の者が行っている法第二条第八項第十五号に掲げる行為（改正法附則第一条に規定する施行日（ホにおいて「施行日」という。）前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。）と「同項」とあるのは「法第二条第八項」と、同号ホ中「出資契約等の成立前」とあるのは「施行日から起算して六月以内」とする。

第六条 改正法の施行の際現に改正法附則第五百九条第一項及び整備法第四十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者以外の者が行っている新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為（新金融商品取引法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）に対する新二条定義府令第十六条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「法第

二条第八項第十五号に掲げる行為」とあるのは「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号。以下この号において「改正法」という。）の施行の際現に改正法附則第一百五十九条第一項及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十一条の規定により法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者以外の者が行っている法第二条第八項第十五号に掲げる行為」と、「一の相手方と締結した匿名組合契約」とあるのは「一の相手方と締結した匿名組合契約（改正法附則第一条に規定する施行日（ロにおいて「施行日」という。）前に締結されたものに限る。）」と、同号イ中「相手方になろうとする者」とあるのは「相手方」と、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）」とあるのは「改正法」と、同号ロ中「相手方になろうとする者」とあるのは「相手方」と、「当該匿名組合契約の締結前」とあるのは「施行日から起算して六月以内」と、同号ハ中「相手方又は相手方になろうとする者」とあるのは「相手方」とする。